**別表第五**　核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則の一部改正に関する表

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **別記様式第４**（第７条関係）<br>認定申請書<br>年　月　日<br>原子力規制委員会　殿<br>住所<br>氏名（名称及び代表者の氏名）＿＿<br>［略］<br>備考　［略］<br>［削る。］ | **別記様式第４**（第７条関係）<br>認定申請書<br>年　月　日<br>原子力規制委員会　殿<br>住所<br>氏名（名称及び代表者の氏名）＿＿印<br>［同上］<br>備考１　［同上］<br>２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。 |
| **別記様式第５**（第９条関係）<br>認定変更届出書<br>年　月　日<br>原子力規制委員会　殿<br>住所<br>氏名（名称及び代表者の氏名）＿＿<br>［略］<br>備考　［略］<br>［削る。］ | **別記様式第５**（第９条関係）<br>認定変更届出書<br>年　月　日<br>原子力規制委員会　殿<br>住所<br>氏名（名称及び代表者の氏名）＿＿印<br>［同上］<br>備考１　［同上］<br>２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**○原子力規制委員会規則第二十二号**

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項、第四項、第五項及び第六項、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法及び原子力規制委員会の所管する関係法令を実施するため、原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和二年十二月二十二日　　原子力規制委員会委員長　更田　豊志

原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

（趣旨）

**第一条**　原子力規制委員会の所管する法令（告示を含む。以下同じ。）に基づく手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

２　原子力規制委員会の所管する法令に基づく手続等（法第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、法及びこの規則の規定の例による。

（定義）

**第二条**　この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二　電子証明書　次に掲げるもの（行政機関等が法第六条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。

イ　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ロ　電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

ハ　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ニ　その他原子力規制委員会が定める電子証明書

（申請等に係る電子情報処理組織）

**第三条**　法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。